

令和6年度 教育委員会

(第10回定例会)

開催日 令和7年1月14日



福岡市

福岡市教育委員会

令和 6 年度 1 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 7 年 1 月 14 日(火)午後 2 時
場 所 笛吹市役所本館 3 階 303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(1 月議事録：押山委員、加賀美委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - ・報告第 8 号：学校給食費の値上げについて
 - ・議案第 8 号：笛吹市いじめ防止基本方針改訂について
 - ・議案第 9 号：令和 6 年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会
令和 7 年 2 月 6 日(木)午後 2 時～
市民窓口館 302・303 会議室

報告第8号（1月）

学校給食費の値上げについて

教育総務課

学校給食費の値上げについて

1. 学校給食費について

学校給食費は、学校給食法第 11 条第 2 項において保護者が負担するものと定められており、市では、笛吹市学校給食費徴収規則第 4 条第 1 項において、1 食単価を小学生は 290 円、中学生は 330 円とし、また、同規則第 7 条第 1 項において徴収月額を小学生は 5,800 円、中学生は 6,300 円と定めています。

2. 本市における学校給食の 1 食単価について

令和 2 年以降、食材を含めた物価高騰の影響は大きく、令和 4 年 7 月から 1 食単価を小学生は 290 円から 305 円(+15 円)に、中学生は 330 円から 347 円(+17 円)としました。本来ならば、1 食単価の値上げに伴い、徴収月額も値上げするべきところでしたが、物価高騰対策として子育て世代の経済的負担軽減のため、国の交付金を活用して、値上げ分(+15 円、+17 円)は市が負担し、徴収月額を据え置きとしました。

さらに、令和 5 年 8 月には牛乳 1 本当たり 4 円値上がりしたため、1 食単価を小学生は 309 円、中学生は 351 円としましたが、これも市が負担し、徴収月額は据え置きました。

また、学校給食法に定める学校給食実施基準により、令和 6 年 7 月時点の本市における 1 食単価を算出すると、小学生は 323 円、中学生は 374 円になります。

このような中、食材の選定や発注、調理指導を行う栄養士の創意工夫により、基準を満たす給食の提供を行っていますが、今後も物価の上昇が続く見込みであることから、市栄養教職員研究会から、令和 6 年 7 月 5 日付けで、学校給食費の値上げについて依頼文が提出されています。

3. 今後の対応

令和 7 年度において、これまでと同様に市内業者から優先的に食材を購入するために必要な 1 食単価を、小学生が 330 円、中学生が 380 円とします。

ただし、県内 13 市のうち、小・中学生ともに 2 番目に高い金額となるため、食材納入の際には、これまで以上に価格交渉に努めていきます。

また、給食費値上げについては、学校給食検討委員会に諮り、市議会に報告し、笛吹市学校給食費徴収規則の一部改正を行います。

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(昭四九法九〇・追加、平一六法四九・一部改正、平二〇法七三・旧第五条の三繰下・一部改正)

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(平二〇法七三・追加)

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(平二〇法七三・追加)

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

(平二〇法七三・追加)

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

(平二〇法七三・追加)

第四章 雑則

(平二〇法七三・章名追加)

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(昭三一法四一・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第六条繰下)

(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保

(趣旨)

第1条 この規則は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき実施する笛吹市立の小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)の学校給食に要する経費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費(第5号に掲げる者の学校給食に要する経費を含む。)をいう。
- (3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及びその他保護者に準ずる者として市長が認めるものをいう。
- (4) 児童等 市立学校に在学又は入学する児童及び生徒をいう。
- (5) 職員等 市立学校に勤務する教職員並びに笛吹市学校給食センター条例(平成16年笛吹市条例第95号)第1条に規定する給食センターの業務に従事する調理員及び配送員をいう。

(学校給食に係る申込み)

第3条 学校給食の提供に係る申込み(この条において「申込み」という。)は、児童等の保護者は学校給食に係る申込書(様式第1号)を、職員等は職員等学校給食に係る申込書(様式第2号)を、学校給食の喫食の有無にかかわらず、学校給食の提供開始日の前日から起算して3日前(笛吹市の休日を定める条例(平成16年笛吹市条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)までに市長に提出しなければならない。

- 2 申込みは、児童等が在学する期間又は職員等が勤務若しくは従事する期間において継続するものとする。
- 3 疾病、災害その他やむを得ない理由により申込みがない場合において、児童等及び職員等が学校給食の提供を受けたときは、学校給食の提供を希望する申込みがあったものとみなす。

(学校給食の単価)

第4条 学校給食1食当たりの単価(以下「基準額」という。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校児童 290円
- (2) 中学校生徒 330円
- (3) 職員等 勤務する又は従事している場所が所管する市立学校と同じ額

(学校給食費の徴収額の決定及び変更)

第5条 市長は、学校給食費を学校給食の提供を受ける児童等の保護者及び職員等から徴収するものとし、学校給食費の徴収額を決定したときは、年度ごとに学校給食費徴収額決定通知書(様式第3号)により、学校給食の提供を受ける児童等の保護者及び職員等に対して通知するものとする。

- 2 市長は、前項の徴収額を変更したときは、学校給食費徴収額変更通知書(様式第4号)により、徴収額に変更のあった学校給食の提供を受ける児童等の保護者及び職員等に対して通知するものとする。

(学校給食費の徴収方法等)

第6条 学校給食費は、口座振替の方法又は学校給食費納入通知書(様式第5号)により、年度を単位に、原則として5月から月ごとに翌年2月まで徴収するものとする。

- 2 5月から翌年1月までの間に転入、就職等により学校給食の提供が開始される者の学校給食費は、月始から14日までに提供が開始される場合は当該月から、15日から月末までに提供が開始される場合は翌月から徴収するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、4月に転出、退職等により学校給食の提供を停止する者の学校給食費は停止までの学校給食の実施回数に基づき、2月又は3月に転入、就職等により学校給食の提供が開始される者の学校給食費は年度内の学校給食の提供を受ける予定回数に基づき、それぞれ一括徴収するものとする。

- 4 児童等及び職員等以外の者が学校給食の提供を受けるときは、その者から学校給食の提供を受ける市立学校の基準額及び実施回数により、学校給食費を徴収するものとする。

(学校給食費の徴収額)

第7条 学校給食費の徴収額は、基準額に年度内に児童等及び職員等が学校給食の提供を受ける予定の回数を乗じて得た額を年額とし、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める額を徴収月額とする。ただし、2月の徴収額は、年額から1月までの月額を減じて得た額とする。

(1) 小学校児童の保護者 1箇月5,800円

(2) 中学校生徒の保護者 1箇月6,300円

(3) 職員等 勤務する又は従事している場所が所管する市立学校と同じ月額

2 市長は、学校給食費徴収額決定通知書における学校給食費の額を学校給食の実施回数に応じて変更したときは、2月の徴収額を増減するものとする。

3 市長は、その他必要があると認めるときは、徴収額を変更することができる。

(学校給食費の納期限)

第8条 学校給食費の納期限は、徴収月の25日とする。ただし、当該納期限が市の休日に当たるときは、その日の翌日を納期限とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、納期限を別に定めることができる。

(学校給食の停止等)

第9条 市長は、児童等又は職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食の提供を停止することができる。

(1) 食物アレルギー等を除く病気、事故その他の理由により、市が学校給食を提供する日において連続して5日以上、学校給食の全部又は牛乳の提供の停止を希望するとき。

(2) 食物アレルギー等により、継続して学校給食の全部又は牛乳の提供の停止を希望するとき。

(3) 転出、退職等の事由により、学校給食の提供の停止を希望するとき。

(4) その他市長が認めるとき。

2 児童等の保護者及び職員等は、前項の規定により学校給食の提供の停止を希望するとき又は停止後に再開を希望するときは、希望する日の前日から起算して3日前(市の休日を除く。)までに、児童等の保護者は学校給食(停止・再開)届(様式第6号)を、職員等は職員等学校給食(停止・再開)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(学校給食費の減額等)

第10条 市長は、前条第1項の規定により学校給食の提供の停止を決定したときは、年度内の停止回数に基づき、学校給食費の額を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、牛乳の提供のみの停止を決定したときは、基準額から当該年度における牛乳の契約単価(消費税及び地方消費税を含む。)に相当する額を減じて得た額を基準額とみなし、第7条に規定する学校給食費の徴収額を算出するものとする。

(学校給食費の還付)

第11条 市長は、徴収した学校給食費について、その全部又は一部を還付すべき事由が生じたときは、当該学校給食費を既に納付した者に還付するものとする。

2 市長は、学校給食費の滞納がある者に還付金があるときは、当該還付金をその者の滞納分の学校給食費に充当することができる。

(学校給食費の督促)

第12条 市長は、学校給食費を納期限までに納付しない者があるときは、その者に対し、期限を指定して督促しなければならない。

(児童手当からの徴収)

第13条 学校給食の提供を受ける児童等の保護者が児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条に基づき児童手当を学校給食費の支払に充てる旨を申し出たときは、当該児童手当の額の全部又はその一部を支払に充てることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費の徴収に関して必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(食料品等の価格高騰に伴う徴収の特例措置)

3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の児童等の学校給食費は、第5条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則(令和4年9月30日規則第27号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

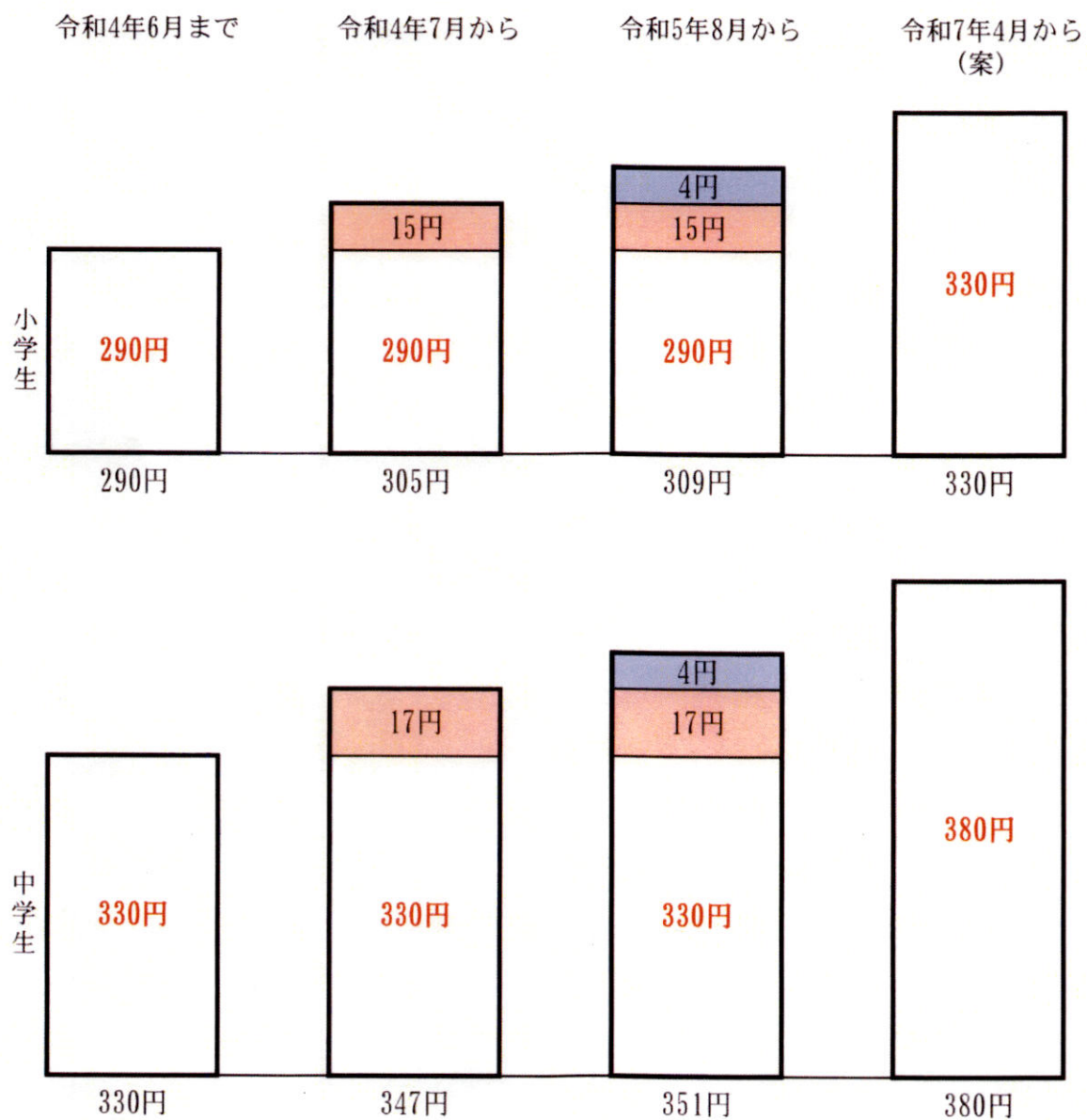
・ 附 則(令和5年6月8日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市学校給食費徴収規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月26日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

学校給食費の推移



- 赤字 . . . 規則に基づく保護者負担分
- . . . 物価高騰対策として市が上乗せ補助
- . . . 牛乳値上がり分として市が上乗せ補助

○学校給食実施基準

(平成二十一年三月三十一日)

(文部科学省告示第六十一号)

学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第八条第一項の規定に基づき、学校給食実施基準(昭和二十九年文部省告示第九十号)の全部を改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

学校給食実施基準

(学校給食の実施の対象)

第一条 学校給食(学校給食法第三条第一項に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。)は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

(学校給食の実施回数等)

第二条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。

(児童生徒の個別の健康状態への配慮)

第三条 学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

(学校給食に供する食物の栄養内容)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

改正文 (平成二五年一月三〇日文部科学省告示第一〇号) 抄

平成二十五年四月一日から施行する。

改正文 (平成三〇年七月三十一日文部科学省告示第一六二号) 抄

平成三十年八月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月一二日文部科学省告示第一〇号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

別表(第四条関係)

(平25文科告10・全改、平30文科告162・令3文科告10・一部改正)

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準値			
	児童(6歳~7歳)の場合	児童(8歳~9歳)の場合	児童(10歳~11歳)の場合	生徒(12歳~14歳)の場合
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%~20%			
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%~30%			
ナトリウム(食塩相当量)(g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
鉄(mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA(μ gRAE)	160	200	240	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	25	30	35
食物繊維(g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上

(注)

- 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。
亜鉛……児童(6歳~7歳)2mg、児童(8歳~9歳)2mg、児童(10歳~11歳)2mg、生徒(12歳~14歳)3mg
- この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

令和6年7月5日

笛吹市教育委員会
教育長 望月栄一 様

笛吹市栄養教職員研究会
会長 望月 美香
(公印省略)

学校給食費の値上げについて(依頼)

貴殿におかれましては、時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より学校給食の充実につきまして、多大な御理解と御指導を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行に端を発した物価高騰は、今後も円安の進行やロシアのウクライナ侵攻による穀物の価格高騰などにより収束する見込みはありません。

これまで、笛吹市から物価高騰対策として上乗せ補助をいただく中で、学校給食法に定める実施基準を満たし、給食を楽しみにしている児童生徒の期待に応えるべく、食材の選定、献立の工夫、手作りによるコスト削減などを行ってきましたが、いよいよ予算内で基準を満たす給食を提供することが厳しい状況になっています。

つきましては、今後も基準を満たし安全安心で美味しい給食を児童生徒に提供するため、学校給食費の値上げの検討をお願い申し上げます。

笛吹市立一宮西小学校
栄養教諭 望月美香
電話 0553-47-0008

学校給食費に関する県内他市の状況

令和6年10月1日現在

自治体名	一食単価（円）		直近の 値上げ時期	直近の 値上げ幅
	小学校	中学校		
甲府市	276	344	不明 (H30以前)	—
富士吉田市	325	368	H25. 4	—
都留市	340	380	R6. 4	小65円、中70円
山梨市	316	384	R6. 4	小36円、中49円
大月市	291	330	R5. 10	小26円、中30円
韮崎市	310	370	R6. 4	小30円、中35円
南アルプス市	318	360	R6. 4	小56円、中62円
北杜市	310	360	R6. 4	小70円、中80円
甲斐市	318	369	R6. 4	小30円、中40円
上野原市	300	330	R4. 8	小30円、中30円
甲州市	310	370	R6. 4	小30円、中30円
中央市	296	349	R4. 4	小27円、中32円
笛吹市	290	330	R5. 8	小19円、中21円
	309	351		

上段：規則に定める保護者負担額

下段：上乗せ補助を含む1食コスト

平均値	309	359		
最小値	276	330		
最大値	340	384		
笛吹市 R7	330	380	R7. 4	(小21円、中29円) 小40円、中50円

○笛吹市学校給食検討委員会規則

平成20年8月27日
教育委員会規則第10号

(設置)

第1条 学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため、笛吹市学校給食検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 給食費に関すること。
- (2) 給食物資に関すること。
- (3) 学校給食の調査及び研究に関すること。
- (4) その他学校給食の実施に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立小中学校保護者
- (2) 市立小中学校長
- (3) 市立小中学校教頭
- (4) 栄養士
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討委員会に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成22年3月16日教委規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日教委規則第4号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号（1月）

笛吹市いじめ防止基本方針改訂について

※別冊資料

学校教育課

議案第9号（1月）

令和6年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

学校教育課

令和 6 年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

笛吹市教育委員会

1 基本方針について

山梨県教育委員会が定めた「令和 6 年度末公立小・中学校教職員人事異動実施要綱」に基づき、令和 6 年度末笛吹市立小・中学校県費負担教職員人事異動の基本方針を次のとおりとする。

- (1)本市の教育水準の向上を図るため、適材を適所に配置することに努める。
- (2)教育の機会均等を図るため、性別、年齢、経験等に配慮し、各学校の教職員組織の活性化と均衡化に努める。
- (3)清新な気風を導入するため、同一校の長期勤務者の異動を行うとともに、有能な新採用教員を配置し、学校の活性化に努める。
- (4)教職員の増減等地域の実情を考慮し、他地区との交流に努める。

2 細部事項について

- (1)教職員の異動基準については、山梨県教育委員会が定めた「令和 6 年度末公立小・中学校教職員人事異動実施要綱」「令和 6 年度末学校事務職員人事異動基本方針」「令和 6 年度末学校栄養職員人事異動基本方針」に準拠する。
- (2)教職員の人事交流については、山梨県教育委員会が定めた「山梨県公立小・中学校教員人事交流要綱」「山梨県公立小・中学校事務職員遠隔地人事交流要綱」「山梨県公立小学校・中学校及び山梨県立特別支援学校と国立大学法人山梨大学教育学部附属小学校・中学校・特別支援学校との人事交流実施要綱」「令和 6 年度末山梨県教育委員会事務局等教員人事交流要綱」に準拠する。